

# あなた の 心を応援します

 NPO法人(特定非営利活動法人)  
静岡犯罪被害者支援センター

 NPO法人(特定非営利活動法人)  
静岡犯罪被害者支援センター

この事業は日本財団の助成金を受けて実施しております。



## はじめに

このパンフレットは、理不尽な事件・事故に巻き込まれ、傷つけられたり、また、大切なご家族を奪われ、耐え難い不幸に遭遇された被害者の方やそのご遺族の方々に、NPO法人静岡犯罪被害者支援センターが、支援することができる内容を取りまとめたものです。  
犯罪被害者や、ご家族の方々に少しでも、お役にたてれば幸です。

## 目次

ページ	
1	1 NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの概要
3	2 NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの事業内容
4	3 犯罪被害の相談業務
6	4 被害者等に対する直接的支援業務
8	5 自助グループに対する支援業務
10	6 刑事手続の概要
11	7 刑事手続の流れ
12	8 少年事件手続の概要
13	9 少年事件手続の流れ
14	10 裁判に関する被害者支援制度



NPO法人(特定非営利活動法人)  
**静岡犯罪被害者支援センター**

電話相談・面接相談・法律相談(予約)

毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

**TEL 054-209-5533**

相談無料

ご希望の方は弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談も受付けております。

# NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの概要

## 1 設立

- ・設立……………平成10年5月18日
- ・法人化……………平成13年7月2日
- ・公安委員会指定……平成19年7月1日(予定)

## 4 組織の構成等

- 本法人は、正会員と賛助会員で構成され、役員等は次のとおりであります。
- (1) 役員は、企業の代表者や弁護士、大学教授、精神科医師、静岡県自治会連合会役員等で構成されています。
  - (2) 顧問・参与は、警察本部、教育委員会、医師会等の関係機関・団体等の有識者で構成されております。
  - (3) 事務局は、支援員が常勤として勤務しております。
  - (4) 登録ボランティアは、40人(19年3月末現在)で電話相談や直接的支援活動に従事しております。

## 2 設立の経緯

「静岡犯罪被害者支援センター」は、平成10年5月ボランティアの立場で被害者等の精神的被害の回復・軽減を図ることを目的として設立された民間団体であります。その後3年間に及ぶ活動実績を踏まえ、平成13年7月、この種の団体として、全国で初めてNPO法人格を取得しました。事業内容も、電話や面接によるカウンセリングなどの相談業務や、広報発活動のほか、平成15年3月から、新たに物品や役務の提供等の、直接的支援活動も主要活動に加え、幅広い活動を行なっております。平成17年4月からは、犯罪被害者やご家族が結成した、自助グループ活動への支援も実施しております。

## 3 設立の目的

犯罪被害者やご遺族に対して、犯罪被害に関する相談事業や、被害者等の支援のための給付に関する事業、被害者等に対する物品の提供、又は役務の提供等による直接的支援に関する事業等を行なうとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図るとともに、地域の安全や人権の擁護に寄与することを目的としております。

## 5 組織に対する協力機関・団体

当支援センターの業務の運営や、事業の推進全般について、指導や協力を頂いております関係機関等は、次のとおりであります。

- (1) 静岡県警察本部
- (2) 静岡県被害者支援連絡協議会
- (3) 静岡県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会
- (4) 静岡県臨床心理士会
- (5) NPO法人全国被害者支援ネットワーク

## NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの事業内容

### 1 事業内容

NPO法人静岡犯罪被害者支援センターでは、被害者等が必要とする際に利用できる各種相談業務をはじめ、公判付添い支援や経済的支援等の直接的な支援活動等も実施しております。また、被害者等自助グループとの連携や、被害者支援ボランティアの資質向上を図るために研修や養成等の事業にも取り組んでおります。平成13年7月法人として認証された後も、県民の皆様方の犯罪被害者等に対する支援活動にご理解とご協力をいただくため、支援講演会をはじめ各種イベントの企画・開催、広報紙等の作成・配布等の広報啓発活動も展開しております。当支援センターの事業につきましては、定款に規定されており、その内容は、次のとおりであります。

- (1) 犯罪被害の相談に関する事業
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続きの補助に関する事業
- (3) 被害者等に対する直接的支援(危機介入、付き添い、物品の提供又は貸与、役務の提供その他の方法による援助)に関する事業
- (4) 自助グループへの支援に関する事業
- (5) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- (6) 犯罪被害相談員等・被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- (7) 関係機関、団体等との連携による被害者援助に関する事業
- (8) 被害者等の実態調査及び研究活動に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 犯罪被害の相談業務

### 1 犯罪被害の相談に関する業務

犯罪被害は突然に発生し、それに伴って、人が本来自然に享受していた時間の流れと、人生の連續性は断ち切られ、耐えがたい苦痛が引き起され、一種のショック状態が続き、体にも、心にも、変調をきたすことがあります。被害を受けた方や、そのご家族の方は、突然の出来事のため、「何をどうしていいのか分からない」状態におかれます。

「法律的な問題や、今後の事を相談したい」「アドバイスを受けたい」「誰かに、自分の気持ちを聞いてもらいたい」「誰かと話しがしたい」等と思われる方のために、当支援センターでは、電話相談や法律相談、面接相談等の相談業務を行なっております。具体的な内容は次のとおりです。研修を受けた犯罪被害相談員が対応しますので、相談内容等が外部に漏れる事は絶対にありません。安心してご相談ください。

#### 1 犯罪被害の相談に関する業務

毎週、月曜日から金曜日午前10時から午後4時まで

相談電話は……054-209-5533 です。

FAXは24時間受付けております。

FAXは……054-209-5556 です。

## 犯罪被害の相談業務

# 被害者等に対する直接的支援業務

### 2 被害者等に対する法律相談

電話相談の結果、法律相談を希望された場合は、静岡県弁護士会犯罪被害者対策委員会に所属する弁護士が対応いたします。日程の調整が必要な場合がございますので、予約制で対応しております。

### 3 被害者等に対する面接相談

電話相談の結果、面接によるカウンセリングが必要な場合や、カウンセリングを希望される場合は、静岡県臨床心理士会所属の臨床心理士が対応いたします。日程の調整が必要な場合がございますので、予約制となります。なお、当支援センターでは、犯罪被害者等に対する利便性や公平性を図る観点から、静岡だけでなく、東部の拠点であります沼津市に「沼津面接相談室」、西部の拠点であります浜松市に「浜松面接相談室」を開設しております。

### 1 直接的支援業務

被害者の方やご遺族の方に対し、当支援センターでは、民間の被害者援助団体の立場から、物品の購入や借用等にかかる費用の援助、公判への付添い支援や、生活支援等を行ない、被害者等の精神的・経済的負担の軽減や回復に寄与すべく、直接的支援活動を行なっております。具体的な内容は、次のとおりです。

#### 1 経済的な支援

関係機関や団体による、各種制度で負担ができない場合に、支援対象となります。1事件あたり、3万円を限度としております。

##### (ア) 物品の購入、借用にかかる費用

- 再被害防止のため 必要な防犯器具等の購入・借用の費用
- 性犯罪被害者が応急的に必要とする、被服や下着等の購入費用
- 経済的困窮に伴う糧食の購入費用

##### (イ)宿泊等にかかる費用

- DV事件や暴力団犯罪等の被害者が、緊急避難的に宿泊施設等を利用した場合の宿泊費用

##### (ウ)その他必要と認める費用

- 経済的困窮者が、事件のため病院にかかった場合の初診料等

★沼津面接相談室…毎月2回（第2木曜日・第4土曜日）

★静岡面接相談室…毎月2回（第1土曜日・第3土曜日）

★浜松面接相談室…毎月2回（第2土曜日・第4水曜日）

## 被害者等に対する直接的支援業務

### 自助グループに対する支援業務

#### 2 公判等への付添い支援

- (ア) 被害者等が慣れない刑事司法機関に不安や緊張を覚え、その精神的負担の軽減を図るために、公判への証人出廷や、公判の傍聴、警察や検察庁への呼出しに対する案内や、付添いの支援を行なっています。
- (イ) 被害を受けた直後の精神的負担の重い時期の行政機関等への同行・付添い支援を行なっています。

#### 3 生活支援

- (ア) 事件や事故に遭遇した事により、心身が動転して、平常であればなんら問題なく遂行している日常の生活行動ができなくなつた被害者等に対し、そのニーズに応じた支援を行なっています。
- (イ) 突然の事件・事故により、外部との対話ができるにくくなつた被害者等からの要望で、対話による精神的負担の軽減を図る等の支援を行なっています。

#### 4 その他

直接的支援活動につきましては、支援対象事件が規定されております。

#### 1 自助グループの意義

自助グループとは、同じような辛さを抱えた被害者やご遺族同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、問題の解決や克服を図ることを目的として集う活動のことと言い表しております。

被害者等の支援活動のひとつの中方法であり、理解し合える仲間の存在は、被害者等の孤立感や疎外感を軽減し、自尊心を取り戻し被書からの回復に大きな力になると想われております。

#### 2 自助グループの目的

自助グループを開催する目的は、次のとおりです。

- (1) 被害者等の悲嘆を取り除くのではなく、乗り越えることを支え合うため。
- (2) 自分の考え方や気持ちを、素直に語ることにより、新しい被害者等と時間が経つた被害者等が、その交流の中から各自が希望をする場にするため。
- (3) 回復の過程は似ていますが、被害者自身がそれぞれの取組む方法や時間で、回復することを実感する場とするため。

#### 3 自助グループ開催の効果

自助グループ開催の効果については、次のように言わせております。

- (1) 仲間の存在そのものが、被害者等の孤立感を軽減させる。
- (2) 安心して、感情を吐露できる場となる。
- (3) 社会への信頼感を取り戻す場となる。
- (4) 体験談を話すことでの失った自尊心を取り戻す場となる。
- (5) 被害者支援の現状や動きを把握でき、また、今後のことなどを考えることが可能となる。
- (6) グループの中で、対人関係能力が醸成され、再び、社会や周囲の人に対しての、人間関係の再構築と信頼感を取り戻すための場となる。

## 自助グループに対する支援

運営については、当該自助グループの要望に配慮するとともに、その自主性を尊重することとしております。

## 4 自助グループに対する支援

## 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に刑罰が科せられるまでの流れを刑事手続といい、これは大きく、捜査・起訴・裁判の三つの段階に分かれます。

### 警察による捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査と言います。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といい、警察は必要な場合には、被疑者を逮捕し、取り調べて検察官に送致します。これを身柄送致といいます。

送致を受けた検察官は、その後も継続して被疑者の身柄拘束が必要な場合には、裁判官に勾留請求を行い、裁判官がその請求を認めた後、被疑者は最長で20日間勾留されます。  
※被疑者が逃走するおそれがない場合には、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を削除了後、検察官に送致することになります。（これを書類送致といいます。）

### 検察官による起訴

検察官は、勾留期間内に被疑者を裁判にかける場合は起訴、裁判にかけない場合は不起訴の決定を行います。

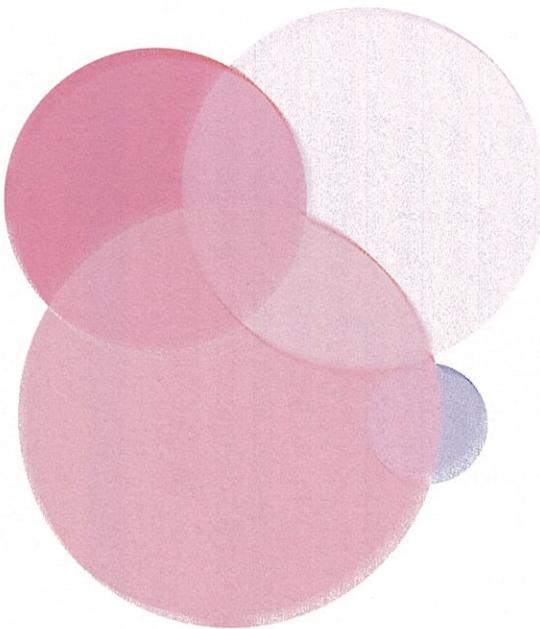
書類送致の場合も、起訴・不起訴を決定します。

※起訴には、公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけの裁判を請求する略式命令請求があります。

### 裁判所でおこなわれる公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められ裁判が始まります。被疑者は、起訴された段階から被告人と呼ばれます。

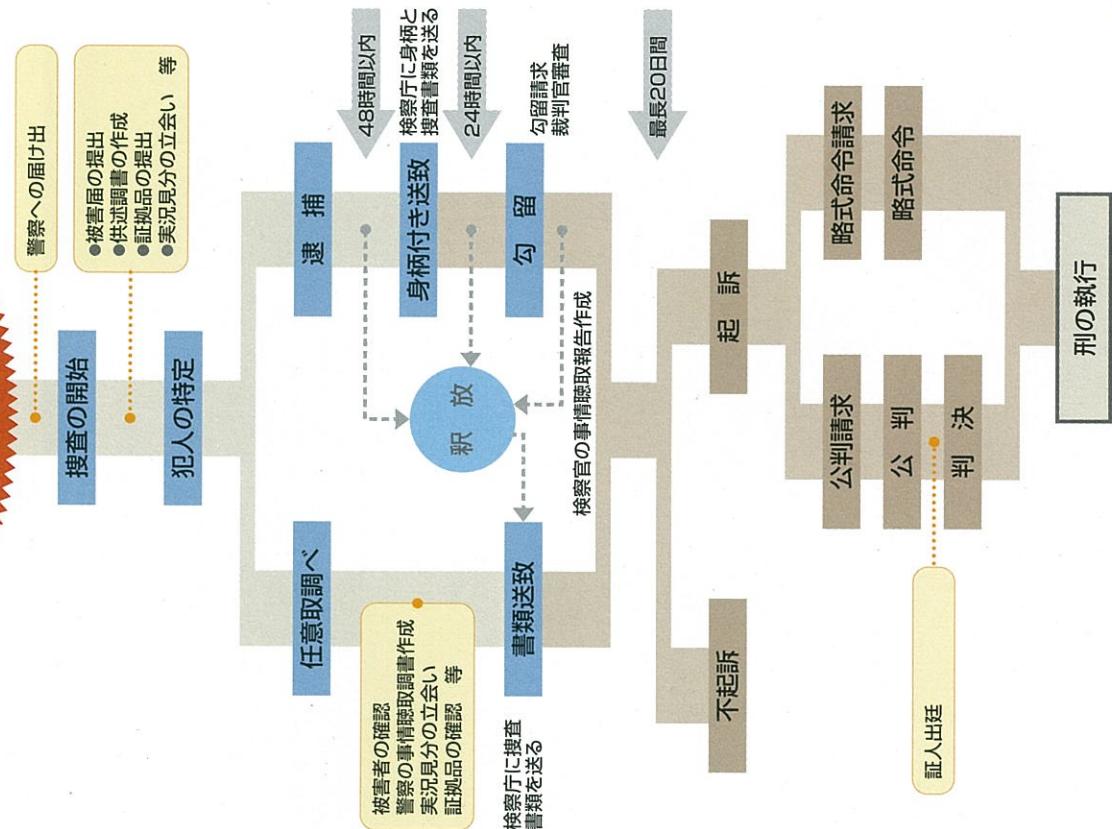
初公判から数回の審理が行われ、最後に判決が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。



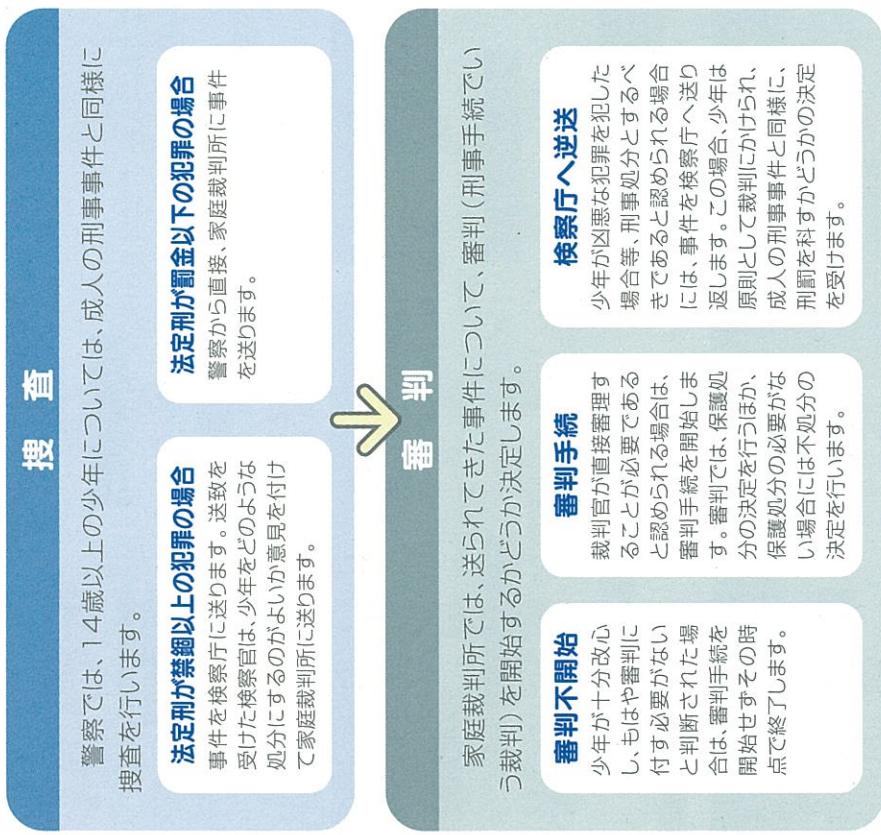
刑事手続の流れ

少年事件手続の概要

犯罪の発生

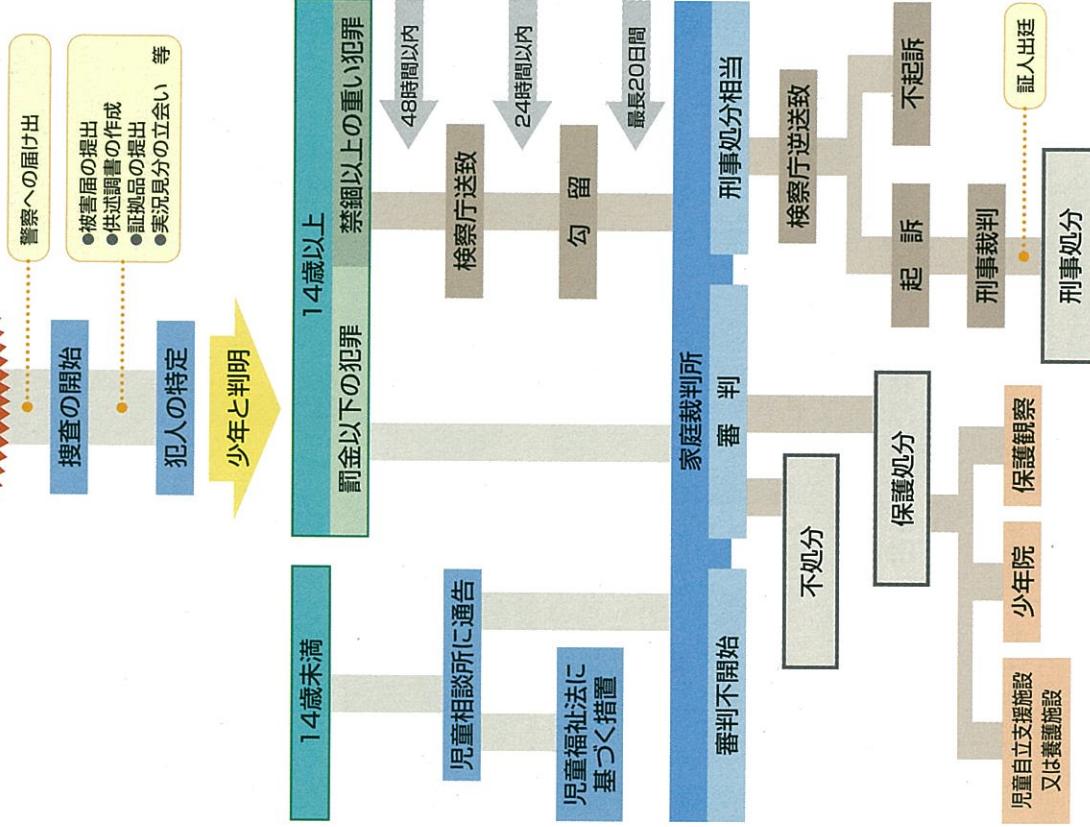


☆犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合



## 少年事件手続の流れ

### 犯罪の発生



## 裁判所に関する被害者支援制度

### 1 証人尋問

被害者の方には、犯罪の立証のため、被害にあった状況や、犯人に対する気持ちを裁判所で、証言していただく事があります。これを証人尋問と言います。

その際、次の事が認められます。あらかじめ、担当の検察官にご相談ください。

#### (1) 証人への付添い

法廷で証言するときは、大きな不安や、緊張を覚える事があります。そのため、証人の証言中、家族や心理カウンセラーなどが付添うことができます。

#### (2) 被告人や傍聴人から見えないよう遮へい物の設置

証人の精神的な負担を軽減するため、証人と被告人や傍聴人との間に、衝立等を設け、相手から見えないようにして証言することができます。

#### (3) ビデオリンク方式での証言

別室から、ビデオモニターを通じて、尋問を行なう方法で実施するものです。

### 2 公判記録の閲覧・コピー

民事の損害賠償請求のため等、正当な理由があり相当と認められる場合には、被害者やご遺族が、公判記録の閲覧・コピーができます。裁判所に申し出てください。

少年事件の審判でも、事件記録の閲覧・コピーの申し出ができますので、家庭裁判所にお問い合わせください。

### 3 意見陳述

被害者やご遺族の方が法廷で、心情や意見を述べることができます。希望する場合は、担当検察官にお申し出ください。  
少年事件でも家庭裁判所の裁判官や、家庭裁判所少年調査官に対して行なうことができます。

### 4 被害者等の公判傍聴への配慮

被害者やご遺族の方の申し出があれば、公判を優先的に傍聴することができますように、可能な限りの配慮がされます。担当の検察官にお申し出ください。  
少年事件では審判結果等の通知を受ける事ができます。家庭裁判所にお申し出ください。

### あなたのかんを応援します



### 5 犯人の出所情報の通知

希望すれば、事件の処分結果、裁判開催日、裁判結果や、犯人の刑の執行状況、終了予定期、釈放時期などが通知されます。担当の検察官にお申し出ください。

なお検察官の判断で、場合によっては、認められないこともあります。

以上の事につきましては、当支援センターにおいても、できる限りの対応をいたしますので、希望される方はご連絡をいただきたいと思います。

編集・発行 NPO法人(特定非営利活動法人)  
静岡犯罪被害者支援センター  
TEL 054-209-5555

発行日 平成19年3月  
印刷 東洋印刷株式会社